

「誤振込」により被仕向銀行の受取人の当座預金口座に入金記帳された後、受取人が組戻しを了解している場合において、振込依頼人から被仕向銀行に対する不当利得返還請求を認めた事例

名古屋高等裁判所平成17年3月17日判決 金融・商事判例1214号19頁、金融法務事情1745号34頁

吉 村 信 明

[事実]

Xは共同店舗総合施設の管理等を業とし、肩書住所地にショッピングセンターを設置経営している株式会社であり、Yは預金または定期積み金の受入れ等を業とする株式会社（銀行）である。

Xは、平成15年1月10日、約定による取引先への支払をするための振込をインターネットにより訴外銀行（仕向銀行）に依頼した。その際、Xは振込先を株式会社Kとすべきところを、誤ってY（被仕向銀行）の訴外A株式会社名義の当座預金口座（本件口座）に66万8780円を振り込んだ（本件振込）。

Aは平成15年1月6日に廃業の張り紙を出し、1月6日、7日には手形が不渡りとなり、1月10日銀行取引停止処分を受けた。

Xは振り込んだ当日（1月10日）に誤振込であることに気づき、Yに連絡したところ、Yの担当者は仕向銀行からの組戻し手続きにより振り込んだ金員は戻ると回答したため、仕向銀行の担当者に組戻しを依頼したが、Yは組戻しを

拒否した。

Xは訴訟代理人を通じてYに対し本件振込が誤振込であることを理由に返還請求したが、拒否されたため平成15年2月25日に本件訴えを提起した。

YはA株式会社に対して、本訴係属中である平成16年1月23日到達の書面で、YがAに対して有する証書貸付残元金債権3320万円を自働債権、本件口座を解約した平成15年1月10日現在の預金残高150万7548円（本件振込金を含む）を受働債権として、対当額において相殺する旨を通知した。

Xの主張

- ① 本件振込はXの錯誤による誤振込であり、AのYに対する預金債権は成立していない。
- ② Yが指摘する最判平成8年4月26日民集50巻5号1267頁は、銀行側の利益を擁護する立場の主張を鵜呑みにするもので、非常識かつ正常な取引通念、公平の観念に反するものである。仮に最高裁判決に一理あるとしても、本件は事例が異なり、本件振込金による預金債権は成立しないとみるべき特段の事情がある。
- ③ Yが相殺を理由に本件振込金を返還しないことは、権利の濫用であり信義則にも反する。
- ④ 以上のとおり、Yは不当利得に準ずるものとして、不当利得返還制度の趣旨を類推適用し、本件においては不当利得返還請求を認めること、あるいは本件事情のもとでは信義則上Xへの返還を認めることが公平かつ正義の実現でもある。
- ⑤ 本控訴審での追加主張として、Aは本件振込についてはXへ返還を希望する旨の意思表示をしているところ、仮にYに本件振込金について返還義務がないとした場合、本件振込金は宙に浮き支払請求権は時効消滅しYが取得することになる。このような事情の下では、通常組戻し手続により本件振込金をXに返還すべきところ、Yがその手続を行おうとすれば行えるのにもかかわらず、これをしないのであるから、他人の金員を保管している者が、理由なく返還しないのと同様の評価がなされるべきであり、少なくとも信義則上YがXに対し

て本件振込金相当額を返還するべきである。

Yの主張

- ① Xが仕向銀行に対し、振込依頼をした時点で既にAは支払停止をしており、またYはAに対して反対債権を有していたため相殺する必要があったことから、Aの本件口座について受払停止という電算処理による自動入出金を停止し、個別に手動で入出金する措置を講じていた。このような状況の中で1月10日午前中にXからの振込があったため手動で本件口座へ入金記帳を完了し、その後本件口座を強制解約し預金残高を相殺のため別段預金に振り替えた。
- ② 同日午後XからYに対して誤振込についての相談がありYの担当者は仕向銀行より組戻しの手続きをしてもらうように伝えたが、組戻し依頼があった時点では本件口座は既に強制解約済みであったため組戻しが不可能であった。
- ③ 倒産直後の時点で振込があった場合、それが誤振込であるかどうかを被仕向銀行が判断することは実際上不可能であるし、真実誤振込であるとしても預金債権は有効に成立するという最高裁第二小法廷判決平成8年4月26日民集50巻5号1267頁を前提とすれば、何らかの形でXに返金しても後日Aの管財人等からその効力を否定されるおそれがある。
- ④ 以上のように、本件振込が誤振込であるとすれば、それはX・A間の不当利得の問題であって、Yに不当利得が生じる余地はなく、またYの本件口座への入金記帳等の行為が信義則に反することもないから、Xの本訴請求は失当である。

なお、Aは、X及びY宛に平成15年6月26日付けで、本件振込金についてAには何等の権利はなく、これをXに返還されても何等の異議も述べない旨の確認書（甲4）を提出している。

原審の名古屋地判平成16年4月21日金商1192号11頁は、「振込依頼人から受取人の銀行の普通預金口座に振込があったときは、両者の間に振込の原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取人と銀行との間に振込金額相

当の普通預金契約が成立することは、Y指摘の最高裁判決のとおりであり、この理は当座預金口座に振込があった場合においても同様であると解するのが相当である。・・・Yにおいては、本件訴訟の係属なканずくXからの甲4の提出により本件振込が誤振込であり、本件口座及び別段預金中の本件振込金相当額についてはAの預金であるとしても、Xに返還されるべき不当利得金であることを認識できたものであり、かつXの組戻し依頼に応じることに支障のないものであることも前記のとおりである。そうすると、Yによる前記相殺は、正義、公平の観念に照らして、本件振込金相当額の限度で無効であるというべきである。よって、Yの前記相殺による本件振込金相当額の利得は法律上の原因を欠くことになる。そして、Xが本件振込金相当額の損失を生じていることは明らかであり、Yの利得とXの損失との間の因果関係の存在も肯認することができる。」として、Xの請求を認めたため、Yは控訴した。

[判旨] 控訴棄却、上告受理申立て

「振込依頼人が受取人との間の振込みの原因となる法律関係を欠くにもかかわらず、誤って受取人の預金口座に振込みを仕向銀行に依頼し、いわゆる誤振込みにより受取人の被仕向銀行の当座預金口座に入金記帳された場合、原則として、受取人に被仕向銀行の当座預金口座に入金記帳されることにより、振込依頼人と受取人との間の振込みの原因となる法律関係の存否とは関係なく、受取人と被仕向銀行との間に当座預金契約が成立することになり、振込依頼人の誤振込みにより、直ちに被仕向銀行に振込金額相当の利得が生じたものとはいえない。しかしながら、振込依頼人が、誤振込みを理由に、仕向銀行に組戻しを依頼し、受取人も、振込依頼人の誤振込みによる入金であることを認めて、被仕向銀行による返還を承諾している場合には、受取人において、振込依頼人の誤振込みによる入金を拒否（あるいは、上記当座預金口座に記帳された振込金額相当の預金を事実上放棄）する意思表示をするものと解することができ、他方で、被仕向銀行においても、受取人が当該振込金額相当の預金債権を権利行使することは考えられず〔なお、誤った振込みがあることを知った受取人が、その情を秘して預金の払戻しを請求することは、詐欺罪の欺罔行為に当たり、

また、誤った振込みの有無に関する錯誤にあたるというべきであるから、錯誤に陥った銀行窓口係員から受取人が預金の払戻しを受けた場合には、詐欺罪が成立する（最高裁平成15年3月12日第二小法廷決定・金融法務事情1697号49頁）。）、このままの状態では振込金の返還先が存在しないことになり、同銀行に利得が生じたのと同様の結果になること、さらに、被仕向銀行が、誤振込みであることを知っている場合には、銀行間及び銀行店舗間の多数かつ多額の資金移動の円滑な処理の面からの保護を考慮することは必ずしも必要でなく、かつ、振込依頼人と受取人間の原因関係をめぐる紛争に被仕向銀行を巻き込み、対応困難な立場に置くこともなく（なお、受取人、被仕向銀行共に誤振込みであることを知っている場合には、間違っただけ振込みをした者に不利益を負わせるのが公平であるともいえない。）、個別的な組戻し手続きをとることを妨げるものではないことからすれば、以上のような場合にあっては、上記のとおり、受取人と被仕向銀行との間に振込金額相当の（当座）預金契約が成立したとしても、正義、公平の観念に照らし、その法的処理において、実質はこれが成立していないのと同様に構成し、振込依頼人が誤振込みを理由とする振込金相当額の返還を求める不当利得返還請求においては、振込依頼人の損失によって被仕向銀行に当該振込金相当額の利得が生じたものとして、組戻しの方法をとるまでもなく、振込依頼人への直接の返還義務を認めるのが相当である。けだし、受取人が、振込金について預金債権を有しないことを認めており、被仕向銀行には組戻しを拒む正当な理由がないのに、誤振込みをした振込依頼人は、受取人に対する不当利得返還請求権（受取人に上記預金債権が成立し、他方、振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係を欠くことから、受取人に法律上の原因なく利得が生じることになる。）の行使しかできないとすると、受取人としては、常に被仕向銀行に対する預金債権を行使せざるを得なくなり（しかも、当座預金口座の場合には当座取引の終了が必要となる。）、いたずらに紛争の解決を迂遠なものとし、実質的に保護すべき関係にないものを保護する結果となり、無用な混乱を招くものといえる。」

[研究]

I 本判決の争点

本件は、振込依頼人が受取人を間違えて振込を行った誤振込の事例である⁽¹⁾。

銀行実務上、誤振込がなされた場合には通常「組戻し」という手続きにより解決を図っている。「組戻し」とは、振込依頼人が行った振込手続きについて仕向銀行に対して撤回を申し込んだ場合に銀行が行う手続きのことである。組戻しの依頼がなされると仕向銀行からの振込の発信などが未済の場合は直ちに申し出に応じて資金を返還する。被仕向銀行へ対して既に振込通知を発信した場合には、受取人の口座への入金処理前ならば被仕向銀行の判断で組戻しに応じるが、すでに入金処理済みの場合には受取人の承諾を得た場合に入金取消の手続きを行った上で組戻しに応じる⁽²⁾。

しかし、本件においては振込直後に誤振込に気づいたXがYに問い合わせたところ、Yからこの場合には組戻しにより返金を受けることができるとの返答を受けたため、Xへ組戻しを依頼した。ところが、YはAに対して貸付債権を有しており、しかもAはXの振込とほぼ同時期に手形不渡りによる銀行取引停止処分を受けたため、XがYへ組戻しの連絡をした時点では、YにおけるAの当座預金口座が強制解約され、預金残高は相殺のために別段預金（金融機関が勘定の整理や一時的に預かった資金の保管などのために使用する）へ移されていた。そのため、YはAの当座預金口座はすでに存在しないことを理由に組戻しを拒否した。そこでXは誤振込であることを理由に返還請求を行ったが、Yが返還しないため不当利得返還請求訴訟を提起した。

本件の争点として2点挙げることができる。まず誤振込により受取人と被仕向銀行間の預金債権が有効に成立するかどうかが挙げられる。この点に関する判例は下級審では成立を否定していたが、最判平成8年4月26日が預金債権の成立を肯定する判断を示した。本件はこの最高裁判例を踏襲して預金契約を有効と判示した。2つめの争点は、預金債権が有効に成立すれば、本来は振込人XはAに対して不当利得返還請求をするべきであるが、本件ではAが無資力という状況となり困難であるため、XからYに対して直接不当利得返還請求をすることができるかどうかという点である。

II 誤振込によるYとA間の預金債権の成立の可否

1 判例の状況

誤振込の場合に受取人と被仕向銀行との間に預金契約が成立するか否かに関する判例として本件以前には次のようなものがあるが、下級審と最高裁の判断は分かれている。

①最高裁判所第二小法廷平成8年4月26日判決 民集50巻5号1267頁、裁判所時報1170号1頁、金判995号3頁、金法1455号6頁、判時1567頁89頁、判タ910号80頁

[事実]

X株式会社は、訴外A（株式会社「東辰」）に対する賃料債務をB銀行C支店にAが有する当座預金口座に振り込んで支払っていた。また、Xは、訴外D（株式会社「透信」）からコピー用紙などを購入し、その代金をDがE銀行F支店に有する普通預金口座に振り込んで支払っていた。ただし、XはDとは昭和61年1月以来取り引きはなく、債権債務の関係はなかった。

Xは、銀行振込をコンピュータで処理しており、受取人名を片仮名で表示していたため、「東辰」と「透信」はいずれも片仮名で「カ）トウシン」と表示されていた。また、Xは送金手数料を節約するために受取人の口座銀行と同一の銀行で振り込むことにしていた。したがって、「カ）トウシン」と入力してもB銀行で振り込むと「東辰」が、E銀行で振り込めば「透信」が受取人と表示された。

しかし、XがAに対し平成元年5月分の賃料、光熱費、清掃費、消費税の合計558万3030円を支払うため、同年4月8日、同額の金員の振込送金手続きを行ったが、Aに対する振込手続きをDに対する振込手続きと間違えてしまい、振込先につきE銀行G支店に振込依頼をしたため、E銀行F支店のDの普通預金口座に558万3030円が入金記帳された。

Dの債権者Yは公正証書に基づいてこの預金口座に対して差押えを行った。Yが差し押さえたDの普通預金債権572万2898円の内558万3030円はXが振込

んだ金員である。

Xは当該振込による558万3030円の預金債権に対するYの差押えについて、「目的物の譲渡又は引渡しを妨げる権利」を有するとして、第三者異議の訴えにより差押えの排除を求めた。

[判旨] 破棄自判、Xの請求棄却

「1 振込依頼人から受取人の銀行の普通預金口座に振込みがあったときは、振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取人と銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立し、受取人が銀行に対して右金額相当の普通預金債権を取得するものと解するのが相当である。けだし、前記普通預金規定には、振込みがあった場合にはこれを預金口座に受け入れるという趣旨の定めがあるだけで、受取人と銀行との間の普通預金契約の成否を振込依頼人と受取人との間の振込みの原因となる法律関係の有無に懸かせていることをうかがわせる定めは置かれていないし、振込みは、銀行間及び銀行店舗間の送金手続を通して安全、安価、迅速に資金を移動する手段であって、多数かつ多額の資金移動を円滑に処理するため、その仲介に当たる銀行が各資金移動の原因となる法律関係の存否、内容等を関知することなくこれを遂行する仕組みが採られているからである。

2 また、振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在しないにかかわらず、振込みによって受取人が振込金額相当の預金債権を取得したときは、振込依頼人は、受取人に対し、右同額の不当利得返還請求権を有することがあるにとどまり、右預金債権の譲渡を妨げる権利を取得するわけではないから、受取人の債権者がした右預金債権に対する強制執行の不許を求めることはできないというべきである。」

下級審

②名古屋高等裁判所昭和51年1月28日判決 判タ337号260頁、金判503号32頁、金法795号44頁

[事実]

訴外B（振込依頼人）は、訴外C（豊和工業株式会社）に対して振込送金をするために、Y銀行東京支店（仕向店）において当座預金口座への送金依頼をしたが、その際誤って当座振込依頼明細表の受取人欄の氏名を「豊和産業(株)」と誤記したため（口座番号の記入はなかった）、Y銀行のテレックスに仮名文字で「ハウワサンギョウ」の表示で通信された。Y銀行名古屋支店（被仕向店）は、預金者の中に同音のA会社（朋和産業株式会社）が存在したために、Aを指定受取人として取り扱い、Aの普通預金口座に入金手続きを行い、Aにその旨の入金案内をした。XはAに対する債務名義に基づく強制執行として、AのY銀行に対する預金債権について、差押え、転付命令を得た上Y銀行に対し当該預金債権の支払を求めた。Yは、Xが転付を受けた預金債権は存在しなかったとしてXの請求を争った。

[判旨] Xの控訴棄却（確定）

「・・・Bは、Cに対する振込送金をしようとして、その当座口振込依頼の際の過誤により、当座振込依頼明細票に受取人の氏名を「豊和工業株式会社」と記載すべきところを「朋和産業(株)」と記載し、これがYのテレックスの仮名文字による「ハウワサンギョウ」なる表示で通信され（口座番号その他の記載はない。）、Y名古屋支店も、たまたま、同支店の預金者中に、同音の会社として「朋和産業株式会社」一社があったため、同社を指定受取人と解し、同社の普通預金口座に入金手続きをし、かつ、入金案内を発したというのである。しかし、Bが意図した正当な指定受取人は「豊和工業株式会社」であり、過誤によるにもせよ、振込依頼明細票に表示された受取人は「豊和産業(株)」であって、いずれにせよ、「朋和産業(株)」ではないのであるから、テレックスによる仮名文字で、「ハウワサンギョウ」と通信されたからといって、それにより、右朋和産業株式会社が正当な指定受取人になるいわれはない。しかしながら、振込入金における受取人の特定は、振込人の指定によってなされ、仕向店、被仕向店は委任の趣旨に則り、その指定に従って振込入金手続きを履行するが、その何人が指定受取人であるかは、客観的に表示された文言に従い合理的に判定す

れば足りると解すべきところ、「ホウワサンギョウ」なる表示は、「豊和産業」ともはたまた「朋和産業」とも、いずれにも解する余地があり、Y名古屋支店の預金者中には、豊和産業はなく、朋和産業株式会社があったのであるから、一応は同社に対する振込と見ることができる。ところで、前認定の約款により、受取人は被仕向店の受け入れた振込金について、予めなされた包括的な承諾によりこれを受け入れ、預金債権を成立させるのであるが、右約款上の受入れ承諾の意思は、客観的にも実質上正当な受取人と指定される取引上の原因関係の存在を当然の前提としているものと解され、右正当な受取人に対してでない振込の場合にまで、預金として受け入れる意思があると認めることはできない。正常な取引通念に照らしても、当事者の通常の意味を右の如く解するのが相当であるからである。それゆえ、Y名古屋支店と朋和産業株式会社との間に消費寄託契約の合意はなく、同社はY主張の如き預金債権を取得するに由がない。Y名古屋支店が入金手続をし、かつ、入金案内をしたからといって、右判断を左右しない。

Xは、誤入金の場合は、消費寄託契約の解除あるいは錯誤による無効に基づく原状回復請求権の行使によりなされるべきところ、本件では、Yのした組戻前に差押転付命令の送達があるから、Xに対抗できないと主張する。しかし、前認定のとおり、消費寄託契約は成立せず、朋和産業株式会社は前記預金債権を取得しなかったのであるから、これが成立を前提とするXの主張は理由がない。」

③鹿児島地方裁判所平成元年11月27日判決 判タ718号124頁、金法1255号32頁

[事実]

Xは割賦販売業者であって、訴外A社、B社などを加盟店としていた。A社での電気製品購入者の買い受け代金を、A社指定のC銀行K支店の当座勘定口座に振り込むべきところ、X社の地区クレジットセンターが、B社の銀行口座番号を、A社の銀行口座番号と間違えてX社の本社に支払依頼報告をしていた

事務処理の過誤によりY銀行N支店のB社の普通預金口座に3回にわたり合計39万8000円が振り込まれた。Y銀行は、B社に振り込まれた振込金（普通預金）とB社に対する貸し金の利息及び遅延損害金の一部とを相殺した。X社は、Y銀行に振込金を受領する法律上の原因はまったくないとして、不当利得として返還を求めた。

[判旨] 交換的変更後の訴一部認容（確定）

「振込における受取人と被仕向銀行との法律関係は、その預金契約により、あらかじめ包括的に、被仕向銀行が為替による振込金の受入れを承諾し、その受入れの都度、当該振込金を、受取人のため、その預金口座に入金し、かつ、受取人もその入金を受入れを承諾して預金債権を成立させる、準委任契約と消費寄託契約の複合的契約であるといえることができる。当事者双方の合理的な意思からして、右の事前の包括的な消費寄託契約の意思表示は、無限定のものではなく、客観的に実質上正当な振込金の受取人と指定されるべき、取引上の原因関係の存在を前提としているものと解すべきであり、従って、そのような原因関係を欠く、いわゆる誤振込金については、右の事前の包括的な意思表示には含まれず、その預金債権とはならないものと言わなければならない。」

「しかしながら、被仕向銀行が誤振込が原因で受取人のため払戻しその他の現実的出損をしたとしても、それが預金債権が真正に成立したものと誤信してなされたものであれば、被仕向銀行は、振込依頼人に対し、利得の現存する限度、すなわち出損分を差し引いた限度で返還義務を負うにすぎないと解されるから、出損に際してY主張のような煩瑣な手続きを経る必要は全くなく、従って、当裁判所の前記解釈は、現行実務の中にあっても被仕向銀行の保護に何ら欠けるものではない。」

④東京地方裁判所平成2年10月25日判決 金判862号24頁、金判995号13頁、判時1388号80頁、金法1273号39頁、民集50巻5号1290頁

①最判平成8年4月26日の第1審であるため、事実関係は省略。

[判旨] 請求認容

「振込における受取人と被仕向銀行との関係は、両者間の預金契約により、あらかじめ包括的に、被仕向銀行が為替による振込金等の受入れを承諾し、受入れの都度当該振込金を受取人のため、その預金口座に入金し、かつ、受取人もこの入金を受入れを承諾してこれについて預金債権を成立させる意思表示をしているものであり、右契約は、準委任契約と消費寄託契約の複合的契約であると解される。

ここで、両者が、預金債権を成立させることにつき事前に合意しているものは、受取人との間で取引上の原因関係ある者の振込依頼に基づき仕向銀行から振り込まれてきた振込金等に限られると解するのが相当である。

正常な取引通念、当事者の合理的意思に合致すると思われるからである。

本件では、XとDとの間に右取引上の原因関係がないことは明らかであるから、本件振込金についてX（著者注-Dの誤りか）と前記銀行との間では預金契約は締結されていないことになる。」

⑤東京高等裁判所平成3年11月28日判決 金判886号21頁、金判995号11頁、判時1414号51頁、判タ774号192頁、金法1308号31頁

①最判平成8年4月26日の原審であるため、事実関係は省略。

[判旨] 控訴棄却

「二 原因関係不存在による預金債権の不成立について

振込金について銀行が受取人の預金口座に入金記帳することにより、受取人の預金債権が成立するのは、受取人と銀行との間で締結されている預金取引契約に基づくものである。

振込金による預金債権が有効に成立するために、受取人と振込依頼人との間において当該振込金を受け取る正当な原因関係が存在することを必要とするか否かも、右預金取引契約の定めるところによるべきであるが、振込が原因関係を決済するための支払手段であることに鑑みると、特段の定めがない限り、基本的にはこれを必要とする解するの相当である。

この点は、他銀行にある受取人口座への振込の場合であると、本件のように同一銀行他店舗にある受取人口座への振込の場合であることによって、異なるところはない。もともと、現代における振込は、現金に代わる簡単な支払い方法として日常的に大量かつ迅速に行われているから、原因関係を欠くとされる場合を広く認めるときは、振込取引の機能を損なうおそれがある。

しかし、本件の振込は、前記のとおり明白、形式的な手違いによる誤振込であり、このような振込についてまで、誤って受取人とされたDのために預金債権が成立するとすることは、著しく公平の観念に反するものであり、通常の預金取引契約の合理的解釈とはいえない。

したがって、他の特別の事情の認められない本件においては、DのE銀行に対する本件預金債権は成立していないというべきである。」

以上のように最判平成8年4月26日以前の下級審では、振込依頼人と受取人との間に原因関係がある場合にのみ受取人と被仕向銀行との間の預金債権が成立すると判示し、ほぼ判例として固まりつつあったが、最判平成8年4月26日は原因関係がなくても預金債権は成立するというのが受取人と被仕向銀行との間の預金取引契約の解釈であると判示した。

この最判平成8年の判断は、本件の原審および本控訴審において、また刑事事件であるが本控訴審判旨でも引用されている最高裁第二小法廷平成15年3月12日決定 刑集57巻3号322頁、金融法務事情1697号49頁⁽³⁾でも踏襲されている。最判平成8年4月26日以後の事例は数的には決して多くはないが、判例としての流れは固まりつつあると思われる。

2 学説の状況⁽⁴⁾

学説では、大きく分けて「錯誤アプローチ」と「契約解釈アプローチ」が主張されている⁽⁵⁾。錯誤アプローチは、上記の下級審判例が登場する前に主流であった考え方である。これは、振込依頼人が仕向銀行に対して振込委託の意思表示を行った際に受取人を間違えたのは錯誤に該当し振込委託契約が無効であると考えられることから、受取人の預金債権の存否の問題を考える説

である⁽⁶⁾。

その後下級審判例が出されるのに伴い、契約解釈アプローチが主流となっていく。契約解釈アプローチは、受取人の預金債権は、被仕向銀行と受取人間の預金契約に基づくものであり、この預金契約の解釈により預金債権の存否を判断するというものである⁽⁷⁾。このアプローチには対立する2つの見解があり、1つは受取人と被仕向銀行間の預金契約の解釈として、振込依頼人と受取人間に振込を行う何らかの原因関係の存在が預金債権成立の前提となっていると考え、原因関係が不存在の場合には受取人の預金債権の成立を否定するというものである（原因関係必要説）。2つ目は、反対に受取人と被仕向銀行間の預金契約の成立については、振込依頼人と受取人間の原因関係は必要なく成立するという説である（原因関係不要説）⁽⁸⁾。

原因関係必要説は、下級審判例の影響を受けて、上記最判平成8年4月26日判決が出るまでは有力に主張されていた。原因関係必要説の根拠として、いわゆる「棚ぼた式」利益論と呼ばれる当事者間の利益考量の必要性が挙げられる。これは、受取人が無資力に陥った場合のリスクは本来受取人の債権者が負わなければならないものであるが、誤振込による受取人の預金債権が成立するものとしその債権者に債権回収を認めるのは「棚ぼた式」の利益を与える一方で、錯誤により誤振込を行った振込依頼人にその過失と比べて不相当な犠牲やコストを強いることになるため、振込依頼人を保護する必要性が大きいという考え方である⁽⁹⁾。

これに対し、最判平成8年4月26日が、判例として固まるかと思われていた一連の下級審の判断を覆し、有力説であった原因関係必要説を否定し、誤振込の場合受取人と被仕向銀行間の預金契約は振込依頼人と受取人間に原因関係が存在しなくても成立すると判示した。この最高裁判決の判断に対しては、原因関係必要説を主張する者からの批判も多かったが、現在ではこれを支持する立場も有力となっている⁽¹⁰⁾。根拠として、預金契約が成立するためには原因関係の存在が必要だとすれば、振込依頼人と受取人間に原因関係が存在するか否かを調査する手段を有していない銀行は不安定な立場に置かれることになるし、また原因関係の存否を調査するためにコストと時間がかかり迅速な決済手段と

しては現実的ではないとする⁽¹¹⁾。

しかし、本件の内容を検討する上において最判平成8年4月26日に対する再検討を行い批判的な見解も表明されるようになった。たとえば、最判平成8年4月26日によってもXはAに対しては不当利得返還請求をすることができることから、最終的に利得できないAに預金債権の成立を認める実質的利益はないのではないかと、またAの預金債権の成立を否定すれば本件のような事例でYに不当利得があるとしてXのYに対する不当利得返還請求が容易になるのではないかとということから、最判平成8年4月26日以前の学説・判例が主張する誤振込の場合には被仕向銀行と受取人間の預金債権は成立しないとする見解への一定の理解が示されている⁽¹²⁾。さらに、最判平成8年4月26日は、紛争当事者間の利益考量をすることなくもっぱら契約法の理論的視点から結論を導いているために、本件を始めとする誤振込の事例に対して悪影響を与えている。本判決や原審の判断は、最判平成8年4月26日の判断を基本としながら具体的な案件の解決に当たり当該事案の特質に応じ一定の法理論を重ね合わせることにより、原則論を踏まえて公平・妥当な結論を導出しているとする評価がなされているが⁽¹³⁾、逆に最判平成8年4月26日の原則は、別の法理論を重ね合わせないと具体的事案の公平・妥当な処理ができない原則であるとの指摘もなされている⁽¹⁴⁾。

Ⅲ XによるYに対する不当利得返還請求の可否

1 第2の争点は、Aの預金債権が有効に成立することを前提として、XがYに対して行使する不当利得返還請求権が認められるか否かである。

本件原審⁽¹⁵⁾および本判決⁽¹⁶⁾は、YとA間の預金債権の成立を認めた上で、XのYに対する不当利得返還請求を認めた初めての事例である。

本件と事実関係が類似している事例として、前述の鹿児島地判平成元年11月27日があるが、最判平成8年4月26日以前の判例であり鹿児島地判は誤振込の場合には原因関係が不存在のため受取人の預金債権は成立しておらず、被仕向銀行が受取人に対する貸付債権と相殺した場合、被仕向銀行の貸付債権が回収不能債権である場合は、被仕向銀行は法律上の原因なくして利得を得たことになると判示しており、本件の先例とはならない⁽¹⁷⁾。

2 本件原審においては、Yが本件振込を誤振込であること、振込金相当額についてはAの預金であるとしてもXに返還されるべき不当利得金であることを認識していたこと、Xの組戻し依頼に応じることに支障のないものであるから、Yの相殺は正義、公平の観念に照らして無効であると判示した。この判断に対しては全面的に反対する立場、結論には賛成するが理由付けに疑問を呈する立場も多い。とくに、YがAに対する貸付債権を自働債権とし、Aの預金債権を受動債権として行った相殺の効力を無効としたことに対して、誤振込であってもAの預金債権は成立するとした最判平成8年4月26日の判断のもとではYの相殺が無効であるとなるならば、YのAに対する貸付債権とAの預金債権が共に復活することになるため、Yに不当利得が生じることはなく、XはAに対する不当利得請求権を行使することができるだけである。したがって、Yの相殺を無効とした上でXのYに対する不当利得返還請求権行使を認めるのは理論的に矛盾であるとする⁽¹⁸⁾。

そこで、原審の評釈において原審の判旨とは法律構成が異なるが、Yの不当利得を認める理由付けとして、最一判昭和49年9月26日民集28巻6号1243頁が示す騙取金による弁済と不当利得に関する先例が参考になるとされている⁽¹⁹⁾。最高裁は、「1 甲が、乙から騙取または横領した金銭を、自己の金銭と混同させ、両替し、銀行に預け入れ、またはその一部を他の目的のため費消した後、その費消した分を別途工面した金銭によって補填するなどしてから、これをもって自己の丙に対する債務の弁済に充てた場合でも、社会通念上乙の金銭で丙の利益を図ったと認めるに足りる連結があるときは、乙の損失と丙の利得との間には、不当利得の成立に必要な因果関係があると解すべきである。

2 甲が乙から騙取または横領した金銭により自己の債権者丙に対する債務を弁済した場合において、上記弁済の受領につき丙に悪意または重大な過失があるときは、丙の上記金銭の取得は、乙に対する関係においては法律上の原因を欠き、不当利得となる。」と判示する。

騙取金に関する判例法理を参考とするという考え方は、本件原審判決が出されて初めて主張されたものではなく、最判平成8年4月26日を検討する中で誤振込の場合被仕向銀行に悪意または重大な過失があるときは振込人の保護のた

め被仕向銀行の不当利得を認める理由付けとして主張されたものである⁽²⁰⁾。

この騙取金に関する判例理論を本件に当てはめてみると、次のようになる。Xの誤振込金については、最判平成8年4月26日によりAの預金債権として有効に成立したためXに損失が発生している。本来ならばAに対する不当利得返還請求のみがXの救済手段として考えられた。しかし、Aは無資力に陥っていた上、振込金相当額についてYがAに対する貸出債権と相殺したことにより、Yは本来ならば回収することができなかつたはずの債権の回収が可能となった。この点で、Xの金銭でYが利得を凶ったと認めるに足りる社会通念上の連結があると解することができ、Xの損失とYの利得の間には、不当利得の成立に必要な因果関係が存在すると考えられる。次に、Yの不当利得に関する法律上の原因の問題であるが、Aの預金債権はXからの騙取金ではなく、判例上有効に成立するとされた誤振込金であった。したがって、Yは誤振込金であることにつき悪意であっても相殺することにより不当利得が成立するとはいえないかもしれない。しかし、原審判旨でも述べるように、①Xは誤振込の当日に気づいてYへ問い合わせを行い、Yは当初組戻し手続きをとればよい旨を伝え実際に仕向銀行より組戻し依頼があった、②Aは本件振込金については何等の権利はなく、Xに返還されても異議を述べない旨の確認書を提出していた、③Yが本件相殺を実行したのは、振込がなされてから1年以上経過した本件訴訟の係属中である平成16年1月23日である。このような事実認定から、YはAの本件預金債権はXへ返還されるべき不当利得金であることを認識していた。したがって、Yについては不当利得と認定するに足りる悪意があり法律上の原因を欠くということになるのではないかと考えられる。

しかし、原審判旨はYによる相殺を無効とした上で、Yに対する不当利得返還請求を認めた。前述のようにYの相殺が無効となれば、Yの貸出債権とAの預金債権が復活することになるだけで、Yの不当利得にはならないのではないかという疑問が提示されている。この点について、「・・・観念的にはAに不当利得とされる誤振込金と同額の資金が復活する。解決法として、AがXに返還できればよいが、無資力の上に、解約後、取引なしでは、如何ともし難い。組戻しをしても解消できるが、Yが拒否している限り、無理である。要はXの誤

振込がなかった状態、原状回復が出来ればよいのであるから、Xの請求原因を無にしないためには、Yに直接利得ありとしてXに返還させるのが、可能且つ簡明な方法である。Yには貸付債権も復活するが、預金債権も復活する。つまり、誤振込金分相当額は、回収可能な貸付債権として復活するが、誤振込なかりせば、本来の回収不能債権に戻る筈だから、この誤振込金相当のみせかけの回収可能性がYの利得といえよう。」という解釈が主張されている⁽²¹⁾。

あるいは、「本判決は相殺の効力を否定した」のではないのではないか、「換言すると、Yは相殺すべきではなかった（=Yの相殺は正義・公平の観念に反する）のにYは相殺した。Aとの関係で相殺は有効であるが、それは正義・公平の観念に反するものであるので、相殺により貸金債権を優先的に回収した（あるいはAに対する預金債務が消滅した）ことが法律上の原因がない利得になる。

ここで想起されるのが、既述の昭和49年最判の法理である。Yの相殺はYが貸金債権をAの預金から弁済を受けたことと同視できると考えて、昭和49年最判の論理を本件に当てはめると、Aの預金との相殺によって貸金を優先的に回収したことは原告Xとの関係において法律上の原因を欠くとの結果となる。これが本判決の論理だったのではあるまいか。」との見解⁽²²⁾も出されている。

このように原審判旨の内容については、Yによる相殺を有効とするのであれば最判昭和49年の法理の類推適用によりYに不当利得が生じる旨を説明しやすかったのであるが、相殺を無効と判示したことにより、かなり無理な解釈をしていかないと説明が困難となっていたため、控訴審の判断が注目されていた。

本判決では、誤振込の場合でもAY間の預金契約は成立するとした上で、Xが仕向銀行を通して組戻しを依頼し、Aも誤振込金の返還を承諾している場合は、Aが誤振込金の入金拒否あるいは預金口座の放棄の意思表示が期待でき、YもAから預金債権の行使を受ける可能性も考えられないので、当該誤振込金の返還先が存在しないことになり、Yに利得が生じたのと同様の結果となること、さらに、Yが誤振込につき悪意である場合には、Yの保護は必ずしも必要なく、かつ、XとA間の原因関係を巡る紛争に巻き込まれることもなく個別的な組戻し手続きをとることが妨げられないことから、以上のような条件を満たす場合には、AとY間の預金契約が成立したとしても正義、公平の観念に照ら

し、その法的処理において、実質的にはこれが成立していないものとしてYに不当利得が生じたものとして、Xへの直接の返還義務を認めるのが相当であると判示した。

これは、本件の事実関係から見ると、Xの利益を保護するためYの不当利得を認めることができると考えられるが、原審でYの相殺を無効としたことから前述のような批判が起こったことを考慮して、最判平成8年4月26日により誤振込の受取人と被仕向銀行間の預金契約の成立が認められているために、それを踏まえつつYの相殺の効力についての判断を回避してXの不当利得返還請求を認めることができるような結論を導いたものと考えられる。

しかし、いくつかの疑問が呈せられている。まず、Aが誤振込金の返還を承諾している場合、YもAから預金債権の行使を受ける可能性が考えられないという点について、Aが提出した「確認書」によりXに対する振込金の返還を承諾しているが、それによりAのYに対する預金の払戻を求める権利を完全に放棄したものと認めて良いのであろうか。本判決の評釈においても、「権利の処分が可能であることを認識していることと、実際に処分そのものが実行されることとの間には隔たりがある。Aが「YによるXへの返還を承諾し」たことと「預金を事実上放棄」することとは等価ではない」⁽²³⁾、「入金記帳後の組戻しの場合には、データ処理の誤り等による誤記帳の場合と異なり、預金債権の成立を否定する効力はなく、Aが誤振込金の返還を承諾しても、実際に組戻しがなされるまでは、Aの預金債権は存在している。この状態で、Yが相殺を主張する前に、既に利得者はYに変わるのであろうか。」⁽²⁴⁾、「X・Y・A間の法的処理という相対的な関係でAの預金債権が成立しないものとして扱うとしても、実体法上AのYに対する預金債権はその後消滅するのか、消滅するとしてもどの時点でどのような理由で消滅するのかを検討する必要がある」⁽²⁵⁾ という見解が出されている。

また、AとYとの預金契約の成立を認めながら、「正義、公平の観念に照らし、その法的処理において、実質はこれが成立していないのと同様に構成し」という部分に対しても、最判平成8年4月26日に抵触するが、本件のような事実関

係のもとではAの預金債権の成立をストレートに否定しても良いのではないかという意見もある⁽²⁶⁾。確かに、最判平成8年4月26日の判断は前述の最決平成15年3月12日でも踏襲されており、下級審がそれを真っ向から否定することは困難であると思われる。しかし、本件のような事例に対して最判平成8年4月26日の射程が及ぶか否かという点について見解が分かれている。被仕向銀行が誤振込の受取人の債権者として相殺した場合には最判平成8年4月26日の射程範囲に入らないとする見解は次のように説明する。すなわち、被仕向銀行は、振込依頼人が誤振込を行ったときには不当利得返還請求権を受取人に対して有するにとどまることになる制度の運営者である点で、他の債権者と異なっている。この違いは、被仕向銀行が振込依頼人の不当利得返還請求権の行使を助けることを要請された時点から意味を持つ。現行制度では、この時点以降、被仕向銀行は同じく債権者であるとはいえず、振込制度の運営者の一員として振込依頼人の要請と矛盾する行動をとることは許されないと考えられる。したがって、被仕向銀行による相殺は、この時点以降行われたものであれば、効力がないといえることができる。たとえば、組戻しの要請を受ければ、銀行は組戻しの依頼の趣旨に沿って行動するよう求められる。組戻し制度が振込依頼人の不当利得返還請求権の行使を助けようとする限り、それと相容れない相殺は効力が認められないということになる。内国為替取扱規則にいう資金返送を求められた場合も同様に考えることができるというものである⁽²⁷⁾。したがって、本件の事実関係のもとでは最判平成8年4月26日の射程外として適用されないとストレートに判断しても良かったのではないと思われる⁽²⁸⁾。

IV 実務との関係

振込人から誤振込の申し出があった場合、たとえ受取人の口座に入金記帳後であっても通常は受取人の承諾のもとに組戻しが行われているようであるし、受取人も原則として承諾しているようである。したがって、裁判で争われる事例はそんなに多くはないと考えられる。しかし、最近では代金の決済に振込を利用する取引が増えているし、店舗を有しないネット銀行の増加、ATMといった機械による振込、あるいはホームバンキングでコンピュータネットワークを

通しての振込も増えてきている。機械による振込では受取人名や口座番号などを間違えて入力しても振込人が誤振込に気づかないまま振込が完了して時間が経過することも考えられる。また、金融再編に伴い合併によって似た名前の支店が増えたり、店舗の統廃合による取引店や口座番号の一方的な変更などの金融機関側の都合で誤振込の原因となることも考えられる⁽²⁹⁾。このような場合には、受取人の口座に即時に入金記帳されてしまうようであり、従来の窓口での振込依頼と比べると誤振込による振込人の保護が困難となることも考えられる。また、今後は組戻しがなされないような場合の誤振込の振込人を保護するべきかどうか、あるいは保護するとしてどのように保護するかも検討の余地があると思われる⁽³⁰⁾。

本件は最高裁へ上告受理申立がなされており、その判断が注目されている。

(注)

(1) 本件Xが行った誤振込の受取人は「悠閑堂株式会社」であり、本来の振込先は「株式会社名古屋光林堂」であった。本件事実からは誤振込に至る経緯は不明であるが、Xはインターネットにより仕向銀行に対して振込を依頼したということから、単純な入力ミスとも考えられる。

(2) 三上徹「瑕疵のある振込資金の返還」金融法務事情1724号、4頁、2004年

(3) 事実、判旨は次のとおりである。

[事実]

税理士Aは、被告人を含む顧問先からの顧問料などの取り立てを集金事務代行業者Bに委託していた。

Bは顧問先の預金口座から自動引落により集金した金員を一括してA指定の預金口座へ振込送金していた。ところが、Aの妻が振込送金先をS銀行K支店の被告人名義の普通預金口座へ間違えて変更したため、Bは平成7年4月21日集金した合計75万31円を同口座へ振り込んだ。

被告人は、入金予定がなかったBからの誤振込があったことを通帳の記載により知ったが、これを自分の借金の返済に充てようと考えて同月25日、上記支店において窓口係員に対し、誤振込であることを告げないで同口座の残高92万円余りの預金から88万円の払い戻しを受けた。

被告人は詐欺罪で起訴された。弁護人は、被告人は銀行との間で有効に成立した預金債権に基づいて払戻請求を行っただけで欺罔ではなく、また、銀行も預金契約に基づき払戻しただけで錯誤はないとして詐欺罪の成立を争った。

第1審大阪地方裁判堺支部平成9年10月27日(刑集57巻3号351頁参照)、原審大阪高等裁判所平成10年3月18日判決 判例タイムズ1002号290頁ともに、詐欺罪の成立を認めたため、被告人は上告した。

[判旨] 上告棄却

「本件において、振込依頼人と受取人である被告人との間に振込みの原因となる法律関係は存在しないが、このような振込みであっても、受取人である被告人と振込先の銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立し、被告人は、銀行に対し、上記金額相当の普通預金債権を取得する(最高裁平成4年(オ)第413号同8年4月26日第二小法廷判決・民集50巻5号1267頁参照)。

しかし他方、記録によれば、銀行実務では、振込先の口座を誤って振込依頼をした振込依頼人からの申出があれば、受取人の預金口座への入金処理が完了している場合であっても、受取人の承諾を得て振込依頼前の状態に戻す、組戻しという手続が執られている。また、受取人から誤った振込みがある旨の指摘があった場合にも、自行の入金処理に誤りがなかったかどうかを確認する一方、振込依頼先の銀行及び同銀行を通じて振込依頼人に対し、当該振込みの過誤の有無に関する照会を行うなどの措置が講じられている。

これらの措置は、普通預金規定、振込規定等の趣旨に沿った取扱いであり、安全な振込送金制度を維持するために有益なものである上、銀行が振込依頼人と受取人との紛争に巻き込まれないためにも必要なものといえる。また、振込依頼人、受取人等関係者間での無用な紛争の発生を防止するという観点から、社会的にも有意義なものである。したがって、銀行にとって、払戻請求を受けた預金が誤った振込みによるものか否かは、直ちにその支払に応ずるか否かを決する上で重要な事柄であるといわなければならない。これを受取人の立場から見れば、受取人においても、銀行との間で普通預金取引契約に基づき継続的な預金取引を行っている者として、自己の口座に誤った振込みがあることを知った場合には、銀行に上記の措置を講じさせるため、誤った振込みがあった旨を銀行に告知すべき信義則上の義務があると解される。社会生活上の条理からしても、誤った振込みについては、受取人において、これを振込依頼人等に返還しなければならず、誤った振込金額相当分を最終的に自己のものとするべき実質的な権利はないのであるから、上記の告知義務があることは当然といえるべきである。そうすると、誤った振込みがあることを知った受取人が、その情を秘して預金の払戻しを請求することは、詐欺罪の欺罔行為に当たり、また、誤った振込みの有無に関する錯誤は同罪の錯誤に当たるといえるべきであるから、錯誤

に陥った銀行窓口係員から受取人が預金の払戻しを受けた場合には、詐欺罪が成立する。」

この判決に対しては、最判平成8年4月26日の判断との整合性を壊すものという批判もなされている(松宮孝明「判批」法学セミナー583号、117頁、2003年)。

(4) 誤振込の問題全般に関する詳細な研究として、森田宏樹「振込取引の法的構造」中田裕泰=道垣内弘人編『金融取引と民法法理』有斐閣、2000年、123頁以下、岩原紳作『電子決済と法』有斐閣、2003年、313頁以下。

(5) 森田・前掲注(4)125頁、岩原・前掲注(4)324頁、326頁。

(6) 森田・前掲注(4)125頁、岩原・前掲注(4)324頁。

(7) 森田・前掲注(4)127頁以下、岩原・前掲注(4)326頁。

(8) 森田・前掲注(4)125頁、岩原・前掲注(4)326頁以下。

(9) 森田・前掲注(4)126頁以下、岩原・前掲注(4)327頁。

(10) 岩原・前掲注(4)329頁。

(11) 岩原・前掲注(4)329-330頁。

(12) 鎌形史子「千葉地裁民事法研究会 Report③ 振込依頼人が振込先を誤って振込依頼をし、これに基づき受取人の預金口座に誤振込金が入金記帳された場合に、振込依頼人が、被仕向銀行に対し、振込金相当額の不当利得返還請求をすることの可否」銀行法務21 649号、35頁、2005年。

(13) 堀裕・高木いづみ「「振り込め詐欺」事件等と金融機関の資金移動取引」金融法務事情1741号13頁、2005年。

(14) 岩原紳作・森下哲朗「預金の帰属をめぐる諸問題」金融法務事情1746号33頁、2005年。

(15) 本件原審名古屋地判平成16年4月21日に関する主な論文、評釈、解説として、菅野佳夫「誤振込金と貸付債権の相殺」判例タイムズ1152号105頁、2004年、本多正樹「誤振込と被仕向銀行の相殺(上)一名古屋地判平16・4・21に関連して一」金融法務事情1733号37頁、2005年、同「誤振込と被仕向銀行相殺(下)一名古屋地判平16・4・21に関連して一」金融法務事情1734号48頁、2005年、吉岡伸一「誤振込された預金について銀行が受取人に対する貸付債権をもって相殺することの可否」判例タイムズ1168号95頁、2005年、伊藤正晴「誤振込と預金債権の成立」金融・商事判例1211号6頁、2005年、伊藤高義「受取人口座への誤振込金と受取人に対する銀行の貸付債権との相殺の可否—金銭取り戻しの観点からの検討—」南山法学28巻4号135頁、2005年、佐々木修「誤振込金と貸付金の相殺の可否」銀行法務21 640号28頁、2004年、柴崎暁「誤振込の被仕向銀行による受取人の預金債権を受動債権とする相殺」金融・商事判例1201号59頁、2004年、営業店OJT「誤振込による受取人の預金と被仕向銀行の受取人に対する債権との相殺」金融法務事情1710号63頁、2004年、支店の視点「誤振込による預金と貸付金との

相殺」金融法務事情1714号119頁、2004年、久保淳一「誤振込によって成立した預金の帰属」金融法務事情1715号109頁、2004年などがある。

(16) 本稿執筆時点（2005年9月現在）での本判決に関する主な評釈、解説として柴崎暁「誤振込みされた預金と貸付金債権を相殺することが正義・公平の観念に照らして無効とされた1審判決が是認され控訴が棄却された事例」金融・商事判例1219号59頁、2005年、松岡和久「銀行が受取人の銀行口座に誤振込された預金について受取人に対する貸付債権をもって相殺することは正義・公平の観念に照らして無効とされた事例」金融法務事情1748号11頁、2005年、岡本雅弘「誤振込と被仕向銀行の相殺」金融法務事情1746号4頁、鎌形・前掲注（12）32頁などがある。

(17) 松岡・前掲注（16）13頁。

(18) たとえば、柴崎・前掲注（15）60頁、営業店OJT「誤振込による受取人の預金と被仕向銀行の受取人に対する債権との相殺」前掲注（15）62頁。

(19) 菅野・前掲注（15）106頁、佐々木・前掲注（15）30頁。なお、柴崎・前掲注（15）60頁は騙取金に関する判例法理の適用を否定し、本多・前掲注（15）「誤振込と被仕向銀行相殺（上）一名古屋地判平16・4・21に関連して一」43-44頁は、騙取金に関する判例法理の本件への適用可能性を肯定、否定両説を検討している。

(20) 小笠原浄二・川田悦男・後藤紀一・野村豊弘・松本貞夫「座談会 3 誤振込と預金の成否をめぐる諸問題」金融法務事情1455号25頁（野村発言）、1996年、岩原紳作「誤振込による受取人の預金債権の差押えに対し振込依頼人は第三者異議をなしうるか」金融法務事情1460号14頁、1996年。

(21) 菅野・前掲注（15）111頁。

(22) 本多・前掲注（15）「誤振込と被仕向銀行相殺（下）一名古屋地判平16・4・21に関連して一」52頁。

(23) 柴崎・前掲注（16）62頁。

(24) 松岡・前掲注（16）13頁。

(25) 鎌形・前掲注（12）35頁。

(26) 鎌形・前掲注（12）35頁。

(27) 木南敦「誤振込と預金の成否——最二小判平8・4・26をめぐる——」金融法務事情1455号16-17頁、1996年。

(28) 岩原・前掲注（20）16頁、石井眞司「振込依頼人の受取人口座誤記による振込と右受取人の預金債権の成否——最二小判平8・4・26の影響——」金融法務事情1461号5頁、1996年、野村豊弘「誤振込による預金債権の成否」法学教室判例セレクト'96 24頁、1996年、中田裕康「誤振込による預金債権の成否——振込依頼人と差押債権者との関係——」法学教室194号131頁。

- (29) 三上徹「誤振込と預金の成立」銀行法務21 12-13頁、2005年。
- (30) 誤振込に関する立法論として、岩原・前掲注（4）344頁以下参照。

（2005年9月18日稿）

〔付記〕 本稿は、2005年6月18日（木）に開催された第1回総合管理判例研究会の報告原稿に加筆、修正を加えたものである。

〔付記2〕 本稿脱稿後、潮見佳男「誤振込と被仕向銀行の不当利得」金融・商事判例1225号1頁、2005年、営業店OJT「誤振込によって成立した預金」について被仕向銀行が貸金債権と相殺することの可否」金融法務事情1749号111頁、2005年、岡本雅弘「誤振込と被仕向銀行による相殺（上）（下）」金融商事法務1751号9頁、2005年、同1752号37頁、2005年、森口充康「名古屋高判平17. 3. 17（誤振込・不当利得）に対する疑問」金融法務事情1753号1頁、2005年に接した。

また、本件と同様に誤振込の場合に被仕向銀行が受取人に対する貸付債権をもって相殺した事例（ただし、受取人と連絡がとれないため、組戻しの承諾は得られていない）で、被仕向銀行は振込依頼人に対して不当利得返還義務を負うとする東京地方裁判所平成17年9月26日判決 金融・商事判例1226号8頁が出された。